

従業員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和 6 年 3月22日～令和11年 3月21日までの 5年間

2. 内容

目標1：令和11年 3月までに、所定外労働を削減するため、ノー残業デーを設定、実施する。

<対策>

- 令和 6年 7月～ 所定外労働の現状を把握
- 令和 6年12月～ 組合内検討委員会での検討開始
- 令和 9年 9月～ ノー残業デーの実施
管理職への研修及び社内報などによる従業員への周知

目標2：令和11年 3月までに、年次有給休暇の取得日数を1人当たり平均年間 7日以上とする。

<対策>

- 令和 6年 7月～ 年次有給休暇の取得状況について実態を把握
- 令和 6年12月～ 組合内検討委員会での検討開始
- 令和 7年 7月～ 計画的な取得に向けた管理職研修の実施
- 令和 9年 9月～ 有給休暇取得予定表の掲示や、取得状況のとりまとめなどによる取得促進のための取組の開始

目標3：将来的に「育児休業取得率100%」及び「1か月以上の育休取得」を目指し、計画期間内に、男性の育児休業取得率を100%以上とする。

<対策>

- 令和7年 9月～ 各職場における休業者の業務力バリエーションの検討（代替要員の確保、業務体制の見直し、複数担当者制など）・実施
- 令和7年10月～ 育児休業を取得予定の従業員及び育児休業から復職した従業員に対するメンター制度を導入

目標4：小学校入学前までの子を持つ従業員の短時間勤務制度を導入する。

<対策>

- 令和7年 9月～ 従業員のニーズの把握、検討開始
- 令和7年10月～ 制度導入
規程の改正と従業員への短時間勤務制度の周知